

# 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成30年4月1日（日）採水分より

## ■変更内容

### 1. 水道法・農薬類目標値等の変更

平成 30 年 3 月 28 日付生食発 0328 第 4 号『水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正』により農薬類の目標値の変更及び対象農薬の削除をさせていただきます。

#### 1) 目標値の変更

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内記載頁
2,4-D (2,4-PA)	目標値	0.02mg/L	0.03mg/L	「水道上水・原水(水道法関連)」 (4) 農薬類 P9
イソキサチオン		0.005mg/L	0.008mg/L	
シアナジン		0.001mg/L	0.004mg/L	「水道上水・原水(水道法関連)」 (4) 農薬類 P10

- ・2,4-D(2,4-PA) の定量下限値は、0.0003mg/L から **0.0002 mg/L** となります。
- ・イソキサチオンの定量下限値は、0.00008 mg/L から **0.00005 mg/L** となります。
- ・シアナジンの定量下限値は、0.00004 mg/L から **0.00001 mg/L** となります。

#### 2) 対象農薬の削除

- ・ジチアノン、ジメピペレートは「対象農薬リスト掲載農薬類」から「その他農薬類」へ分類が変更されましたので、対象農薬から削除させていただきます。
- ・旧農-50 ジチオカルバメート系農薬から旧農-56 シメトリンまで番号を1つ繰り上げます。  
旧農-58 ダイアジノンから旧農-120 モリネートまで番号を2つ繰り下げます。

### 2. 残留塩素の表記について

採水現場にて測定する「遊離残留塩素」又は「結合残留塩素」を総称して「残留塩素」としていましたが、残留塩素は、厚生労働省告示 318 号（平成 15 年 9 月）にて「遊離残留塩素」、「結合残留塩素」とは別に定義されていること、及び通常の採水では遊離残留塩素を測定していることから、報告書の属性部分の記載を「残留塩素」から「遊離残留塩素」に変更いたします。

なお、「結合残留塩素」の記載については、備考欄にて対応させていただきます。

以上